

岐阜県クラブバスケットボールリーグ戦大会開催規程

第1条 参加資格

岐阜県クラブバスケットボール連盟(以下「連盟」という。)に、競技者として登録を認められたチーム及び選手とする。

第2条 競技方法

ディビジョンⅠ・Ⅱ・Ⅲに分割し、各ディビジョンにてリーグ戦を行い、順位を決定する。ディビジョンはチームエントリー制とし、以下のように構成する。

【ディビジョンⅠ】

前年度、岐阜県クラブバスケットボール選手権大会(以下、県クラブ選手権)においてベスト8以上のチームで構成する。前年度の県クラブ選手権の順位順に2ブロックに振り分けをする。各ブロックのリーグ戦の同順位間で県クラブ選手権のシード枠決定戦を行う。

【ディビジョンⅡ】

前年度、県クラブ選手権においてベスト8以外のチームで、且つ、県クラブ選手権に出場を希望するチームで構成する。1ブロックあたり5チーム以上で、必要数ブロックを編成し、前年度の県リーグ戦の成績を基に各ブロックへ振り分けをする。男子各ブロックの2位チームによる県クラブ選手権ワイルドカード枠決定戦を行う。新規チームの振り分けについては、連盟にて責任抽選をする。

【ディビジョンⅢ】

前年度、県クラブ選手権においてベスト8以外のチームで、且つ、県クラブ選手権に出場を希望しないチームで構成する。1ブロックあたり3チーム以上で、必要数ブロックを編成する。ブロックの振り分けについては、連盟の責任抽選をする。

第3条 競技規則

2017～日本バスケットボール協会競技規則に準じ、岐阜県バスケットボール連盟の申し合わせにより実施する。

第4条 順位決定について、リーグ戦での勝敗の結果、勝ち点により決定する。勝者2点・敗者1点・棄権0点とする。第4ピリオド終了時に得点が両チーム同じ場合は、5分間の延長戦を勝敗がつくまで必要な数だけ行う。その他は日本バスケットボール競技規則の順位決定方法を使用する。

第5条 大会運営には、地区役員を中心に県クラブ連盟役員が補助し、大会を運営する。

第6条 参加チームは、割り当てオフィシャル・帯同審判があるものとする。

第7条 試合、審判、オフィシャルを棄権したチームには、岐阜県クラブバスケットボールリーグ戦賞罰規定(以下「賞罰規程」という。)を適用する。
(別紙 県リーグ賞罰規程を参照)

第8条 その他、大会の運営に支障をきたす場合、県リーグ賞罰規程を適用する。
(別紙 賞罰規程参照)

第9条 この規程の改廃は、連盟の常任理事会の協議により決定する。

付則

本規程は平成14年4月1日より実施する。

本規程は平成15年4月1日より改正実施する。

本規程は平成16年4月1日より改正実施する。(第2条及び第4条の改正)

本規定は平成18年4月1日より改正実施する。(第3条競技規則の改正)

本規定は平成19年4月1日より改正実施する。(第3条競技規則の改正)

本規定は平成20年4月1日より改正実施する。(第2条競技方法の改正)

本規定は平成21年4月1日より改正実施する。(第2条競技方法と第3条競技規則の改正)

本規定は平成22年4月1日より改正実施する。(第2条競技方法と第3条競技規則の改正)

本規程は平成23年4月1日より改正実施する。(第3条競技規則の改正)

本規程は平成27年4月1日より改正実施する。(第2条競技方法と第3条競技規則の改正)

岐阜県クラブバスケットボール連盟